

研究論文

特別支援教育に係る研修システムに関する研究

－ 研修センターにおける現職研修 －

中 村 忠 雄*

A Study of a Training System on Special Needs Education

Tadao NAKAMURA

【要 約】

特別支援教育は法制度等が整備され、2007（平成19）年4月1日から本格的に実施されることとなった。特別支援教育が幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校等、全ての学校で適切に実施されるためには、特別支援教育に関する研修の充実が急務である。

本調査研究では、全国の特別支援教育センター等で昨年度実施された研修講座の内容、対象等についてホームページ等を通じて実態把握し、今後の示唆を得ることを目的とした。また、「教員免許更新制」に伴う課題との関連から、特別支援学校教員免許の更新に伴う課題等についても検討を加えた。

これらを総合的に検討し、1 特別支援教育センターでの特別支援教育に関する研修を早急に充実するため、受講対象等の大幅拡大など量的充実が必要であること。また研修予算、担当職員、会場などの整備が必要であること。2 教育委員会のみならず、福祉等関連部局の協力・連携が必要であること。3 一人ひとりの教員のライフステージに対応した現職研修のため、研修終了後に受講証の発行や研修履歴などのシステム化が必要であることなどを示した。これらのことから特別支援教育に係る研修体制の抜本的検討が、喫緊の課題であると考えた。

* 摂南大学外国語学部

I はじめに

特別支援教育が学校教育法に明記され、2007（平成19）年4月1日から施行された。名実共に特別支援教育が全ての教員の課題となったと言っても過言ではない。「特別支援教育元年」と言われる所以である。もとより国においては2003（平成15）年度から学校や地域における特別支援教育体制の条件整備を行うために、さまざまな「特別支援教育体制推進事業」を実施してきた。これを受けて各都道府県においても、地方分権化の流れの中で独自の取り組みが進められてきた。実質的には特別支援教育は、5年目を経過したと考えられる。法制度が整備されたので、今後は条件整備、特に特別支援教育の理念に沿った教育内容の充実が大きな課題である。

そのため、特別支援教育に関する研修の在り方の検討、研修プログラムの開発と充実、特に現職研修の抜本的検討が喫緊の課題である。本調査研究では、特別支援教育センター等での研修の実態と特徴的な研修プログラムを調査し、特別支援教育研修の今後の在り方を検討する資料とすることを目的とした。

また、研修のあり方に関しては、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会が進めてきた「教員免許更新制」と特別支援教育に関わる研修の在り方との整合性をどのように図っていくかが課題である。その大きな理由の一つに、特別支援学校教員免許の所持率の問題がある。周知のとおり、教育職員免許法には、幼小中高等学校のいずれかの基礎免許に併せて特別支援学校教諭免許を所持することとなっている。しかし、改正免許法においても、「当分の間」規定が残されている。1949（昭和24）年制定の教育職員免許法で、「当分の間」と規定されて以来、所持率が向上しないことなどもあって、実に60年が経過したことになる。特別支援学校に関しては、全国特別支援学校長会の昨年度の調査では、盲・聾・養護学校教員免許の所持率は、概ね60%程度と報告されている。しかし教職員の異動、市町村との人事交流などに伴い、必ずしも当該免許所持者が異動してくるとは限らず、特別支援学校における特別支援学校教員免許所持率を高めることと併せて、現職研修などを通して各学校が特別支援教育に関して、組織としての専門性の維持・向上の方策を検討することが必要となっている。地域における特別支援教育のセンター的役割と専門性の向上が求められていることもあり、早急に所持率の向上などを含めた研修・講習の検討が必要となっている。

その際には、（1）基礎免許と特別支援学校免許等複数の免許を有し、特別支援学校に勤務するもの。（2）基礎免許と特別支援学校免許等複数の免許を有し、小・中・高等学校等に勤務するもの。（3）特別支援学校に勤務するが、特別支援学校免許を所持しないもの。現在、認定講習等で取得中のもの。（4）その他（現在、大学の通信課程等で取得中のもの等）、それぞれの実態に対応した研修体系が必要である。

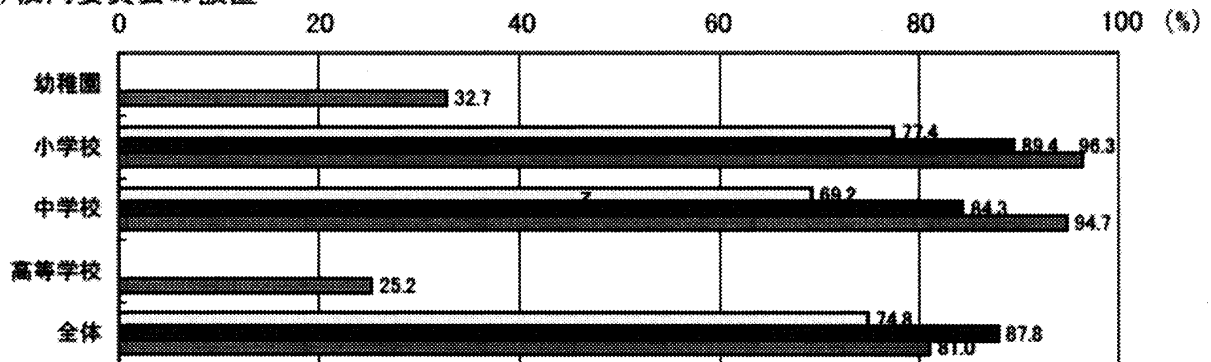
一人ひとりの教職員の生涯にわたり、ライフステージに対応した研修の実施と、研修履歴、いわば個人の研修カルテをどのように構築していくかを検討していかなければならない段階に入ったと言える。

特別支援教育の進捗状況について、先に述べた文部科学省が実施した『特別支援教育の整備状況に関する全国調査』の結果は、以下のとおりである。

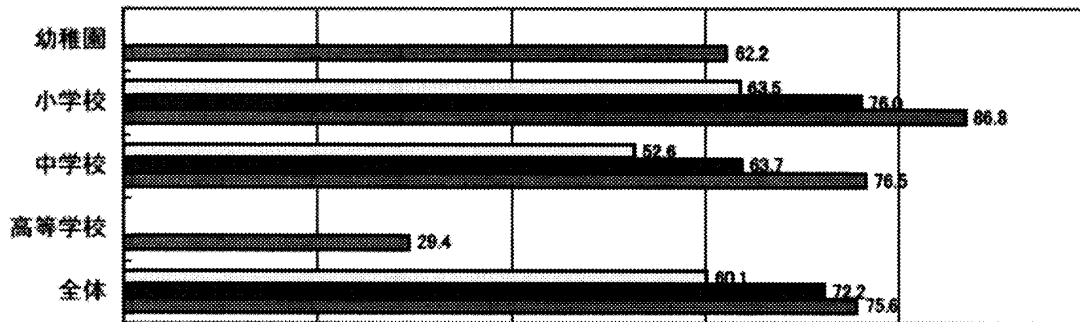
(2-3)項目別全国集計グラフ【平成16, 17, 18年9月1日現在の「実施済」の比較】

□ H16年度 ■ H17年度 ▨ H18年度

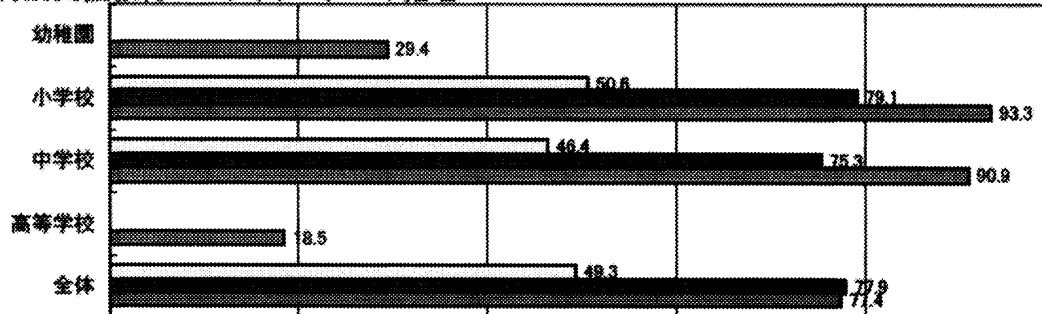
1) 校内委員会の設置



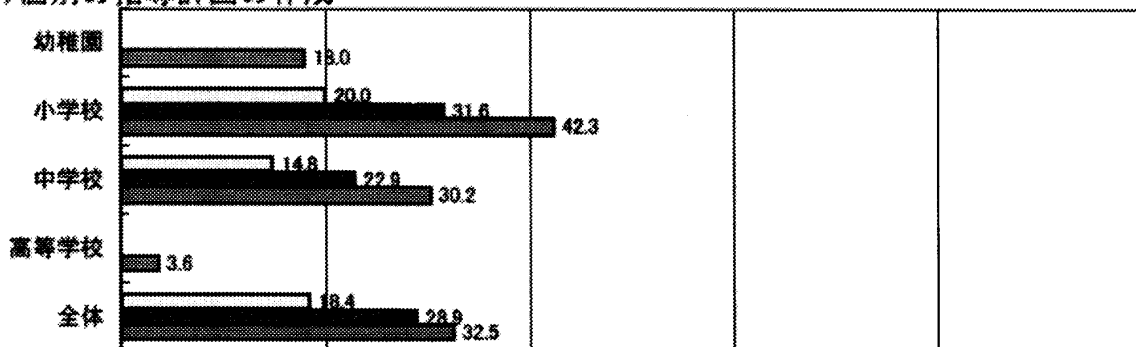
2) 実態把握の実施



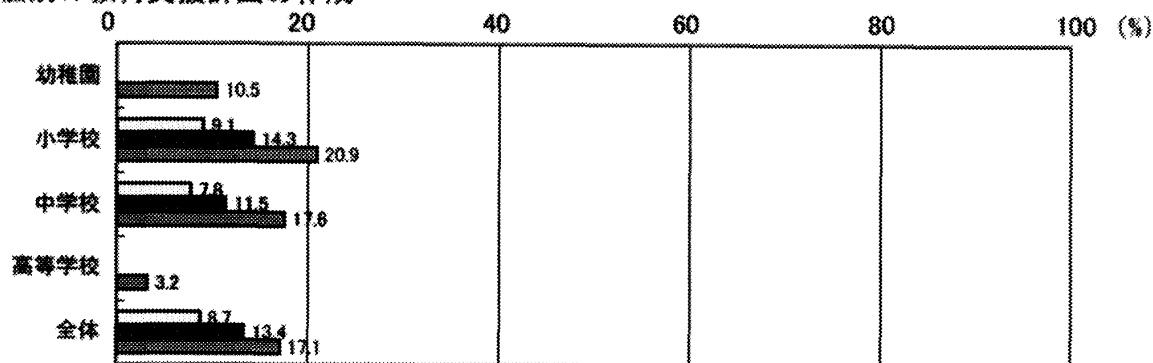
3) 特別支援教育コーディネーターの指名



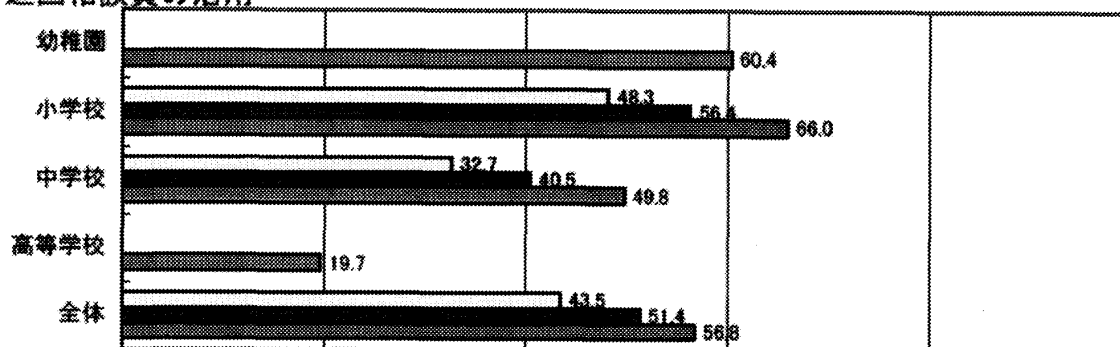
4) 個別の指導計画の作成



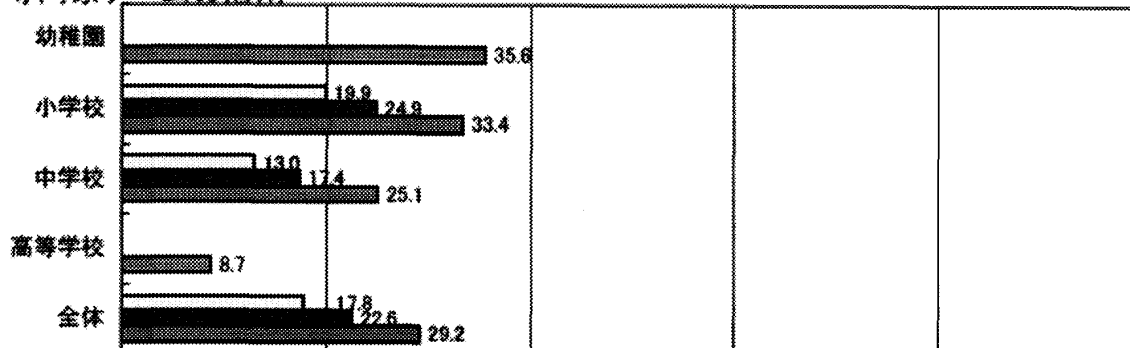
5) 個別の教育支援計画の作成



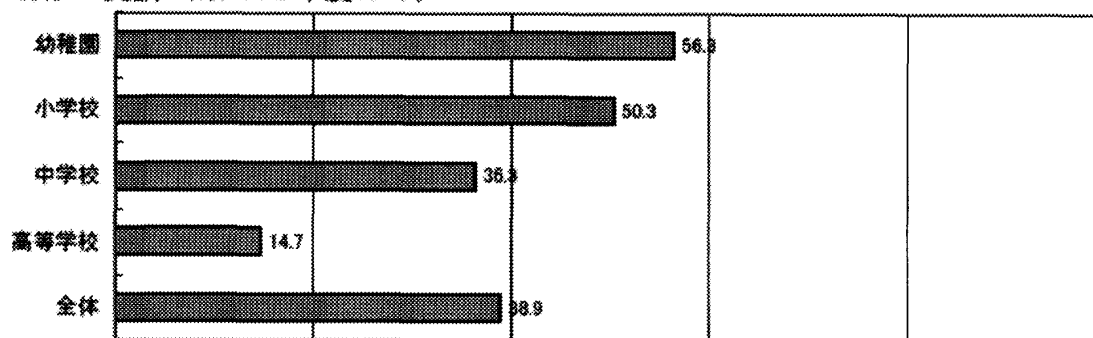
6) 巡回相談員の活用



7) 専門家チームの活用



8) 研修の受講 (※H18年度のみ)



その概要は、次の通りである。

(1) 小・中学校については、全ての調査項目で前回は上回っており、全体として体制整備が進んでいる。

(2) 小・中学校については、「校内委員会の設置」「特別支援教育コーディネーターの指名」は、9割以上で、「実態把握」は、約8割の学校で実施されている。「巡回相談員の活用」は、約5～6割、「個別の指導計画の作成」は約3～4割、「個別の教育支援計画の作成」は、約2割で実施されている。

(3) 今年度新たに調査した、幼稚園・高等学校については、小・中学校と比較すると、全体として体制整備が遅れており、地域による取組の差が大きい。

(4) 今年度新たな調査項目に追加した教員の「特別支援教育に関する研修状況」については、全体で約4割の実施率である。実施率の高い順に、幼稚園(約6割)、小学校(約5割)、中学校(約4割)、高等学校(約1割)となっている。

過去5年間、特別支援教育の充実に向け、各学校と教育行政の努力の成果であると思われるが、特別支援教育の要である「個別の教育支援計画」による、就学前→学齢期→卒業後への一貫した支援体制の観点からは、まだまだ多くの課題が残されている。今後は就学前の幼稚園、保育所等関係者への研修と高等学校への研修の拡大・充実が課題と考えられる。

(出典) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課『平成18年度幼稚園、小学校、中学校、高等学校等におけるLD, ADHD, 高機能自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況について調査結果について(通知)』平成19年3月2日

II 調査研究の方法

上記の調査結果を踏まえて、以下の観点から事例的に分析検討した。

1 全国特殊教育センター協議会加盟56機関(巻末資料に示す)のホームページの、平成18(2006)年度研修講座一覧の分析。(都道府県・政令指定都市の教育委員会事務局等で実施されている特別支援教育に係る研修等については、調査対象に含んでいない。)

また、いくつかのセンターについては、直接訪問して聞き取りなどにより情報収集した。

2 全国特殊教育センター協議会研究協議会『平成18年度 事情聴取集録』(平成18年10月 主幹 岩手県総合教育センター)からみた特別支援教育に関する研修の実体について。

当協議会では4分科会、すなわち第一分科会(教育相談)、第二分科会(研修)、第三分科会(調査・研究)、第四分科会(管理・運営)で研究協議され報告されているが、ここでは第二分科会の内容に焦点を当てて引用させていただいた。第二分科会の主題は、『教育的ニーズに対応する指導力の向上をめざす研修体系の在り方』で、以下の3領域について事情聴取に基づき研究協議が行われている。

(1) 研修に対する受講者のニーズ

①ニーズを把握するための具体的な内容・方法

②ニーズに対応するセンターの方針

(2) ニーズの今日的課題に対応した研修体系の工夫と課題

(3) 研修の効果的な在り方と受講者の自主的研修へ向けての支援

①研修講座の形態

②自主研修へ向けての支援

これらセンター研修の現状と課題を参考にし、開放制教師教育における、特別支援教育に関連する課題等を検討した。養成段階における、特別支援教育に関するカリキュラムの開発は喫緊の課題であり、特別支援教育センター研修の実践から学ぶ点が多い。

3 「特別支学校教員免許」の免許更新制と現職研修との関連について

現職研修の一貫として、各都道府県等で実施されている基本研修としての教職経験者研修(5年・10年・20年)の内容と免許更新制度に基づく講習の内容との関連については検討すべき課題が多い。

特別支援学校の教員免許更新制については、全国特別支援学校長会は、教員免許更新制等ワーキンググループへの意見として以下のように意見陳述している。(平成19年10月26日)

「特別支援学校教員は、基礎免許に加え特別支援学校教員免許等複数の免許を有している者が多い。これらの教員が専門的かつ最新の内容を受講できることと共に過重な負担にならないよう30時間の講習修了で両免許状の更新が認められるという方向で検討を進めていただきたい。修了認定については、基準等の全国的な標準化を図るための工夫が必要であり、不適格な教員には、指導力の向上等を図るため厳しい対応をすることも必要である。」としている。

すなわち、複数免許を所持する者への免許更新講習の在り方について、幼小中等高等学校の場合、複数免許を所持する場合いずれかの更新講習を受けることで更新となる方向で検討されているが、同じ考え方で、特別支援学校免許や養護教諭、栄養職員免許等について進めていくことの是非について、慎重に検討することが必要である。

4 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と都道府県等特別支援教育センターとの連携及び、都道府県・市町村等との連携の現状と課題について

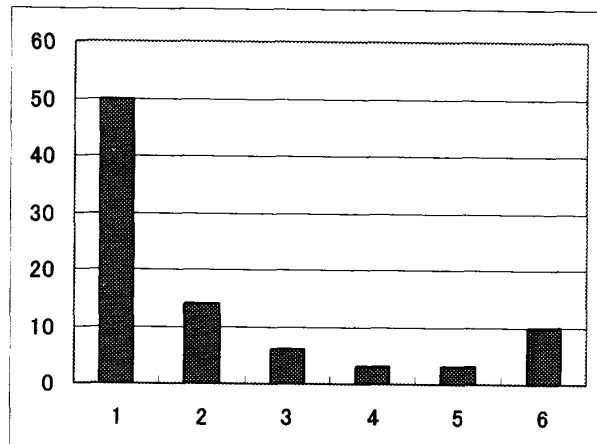
III 研修の実態と考察

全国特別支援教育センター協議会における特別支援教育研修の実施状況調査から、以下のような実態が明らかになっている。

【研修に対する受講者のニーズに関して】

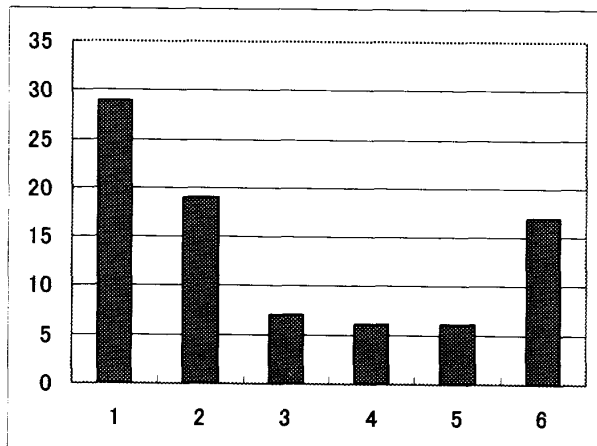
表-1 ニーズを把握するための具体的な内容・方法

《() は機関数、複数回答》



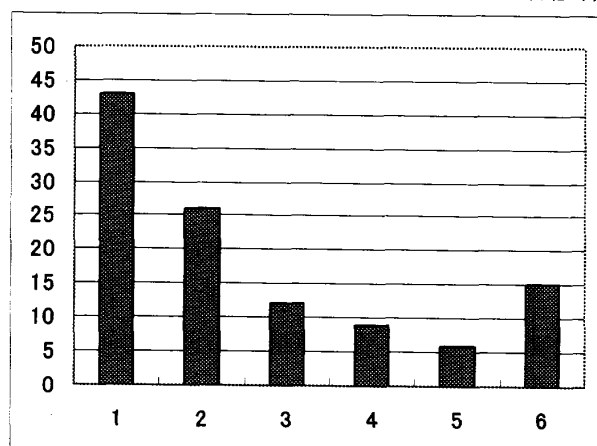
- (注) 1 受講者へのアンケートによる分析 (50)
 2 受講者、学校等からの事前の要望等調査 (14)
 3 関係団体との連携 (6)
 4 講座後の提出レポートや聴取 (3)
 5 ホームページでの情報収集 (3)
 6 その他 (教育相談や広報により把握、受講者による評価の実施など) (10)

表-2 ニーズに対するセンターの方針



- (注) 1 受講者の研修ニーズの重視 (29)
 2 課題に対応した具体的な講座の工夫 (19)
 3 研修内容に関する要望の集積と分析 (7)
 4 ライフステージに応じた体系的な研修内容の検討 (6)
 5 講座後の反省を基にした迅速な対応 (6)
 6 その他 (学校に出向く、講座内容や講師の充実を図るなど) (17)

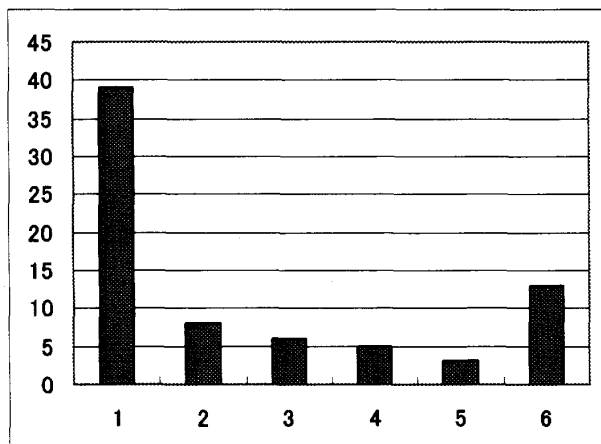
表-3 ニーズや今日的課題に対応した研修体系の工夫と課題



- (注) 1 軽度発達障害児や特別支援教育への対応 (43)
 〈工夫した点〉基本研修での実施 (17)、心理検査の講座 (11)、講座対象者の拡大 (10)、
 〈課題〉幅広いニーズへの対応 (15)、研修希望者の増加や偏り (10)
 2 特別支援教育コーディネーターの養成 (26)
 〈工夫した点〉継続型講座 (4)、地区別の開催 (3)、基礎講座と応用講座の設定 (2)
 〈課題〉研修内容の改善 (9)、研修者の専門性や課題意識の差 (5) など
 3 盲・聾・養護学校の今日的課題への対応 (12)
 〈工夫した点〉センター化推進のための研修 (5)、職業教育推進者研修 (1) など
 〈課題〉研修内容の改善 (3)、センター的機能についての周知 (1) など
 4 特殊学級 (養護学級) の専門性の向上 (9)
 〈工夫した点〉実技的内容の導入 (6)、継続型講座 (2) など
 〈課題〉研修内容の拡大 (3)、幅広いニーズへの対応 (3) など
 5 講座の公開 (6)
 〈工夫した点〉県民への開放 (4)、聴講枠の拡大 (1) など
 〈課題〉広報活動の充実 (2)、多様なニーズへの対応 (2) など
 6 その他 (内容・方法の工夫、サポート研修、相談員養成研修など) (15)

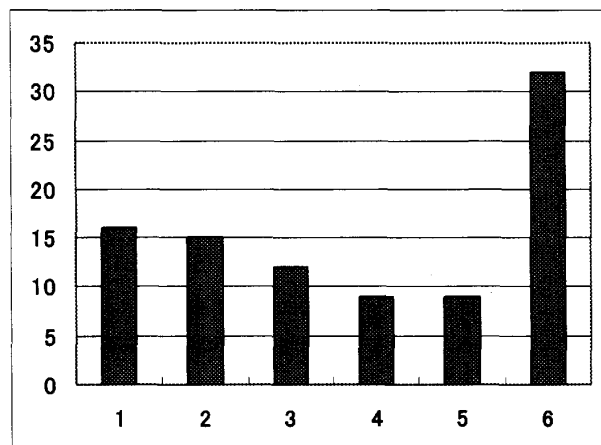
【研修の効果的な在り方と受講者の自主的研修へ向けての支援】

表-4 研修の効果的な在り方と受講者の自主的研修に向けての支援



- (注) 1 参加者の主体的な取り組みを促す研修（講義、演習、事例研究など）(39)
 2 協議が深まるグループ編成（ロールプレイ等の実施）(8)
 3 事前レポートの提出(6)
 4 継続型研修の実施(5)
 5 著名な中央講師の招聘(3)
 6 その他（民間講師の招聘、障害者施設の見学、地区別での研修の実施など）(13)

表-5 自主的研修へ向けての支援



- (注) 1 土曜日の開放、対応(16)
 2 校内研修会等への派遣(15)
 3 関係図書、資料の貸し出し(12)
 4 個別課題に対する指導助言(9)
 5 Webページによる情報提供(9)
 6 その他（ネットワークの構築、文献の閲覧、メール等での支援など）(32)

(出典) 全国特別支援教育センター協議会 「平成18年度 事情聴取録」から作成

上記の貴重な資料をもとに、個々の特別支援教育センター等で平成18年度に実施された研修講座の実態を分析した結果、その特徴や傾向は以下のようであった。

1 研修の体系に関して

一般的には、(1) 基本研修 (①教職経験に応じた、初任者研修や教職経験者研修など、②職能に応じた研修、管理職研修や教務主任研修など)、(2) 専門研修 (①教科等に関する研修、教育課題に関する研修など)、(3) その他 (①長期派遣研修、②校内研修、③自主研修) などの観点が考えられる。

ほぼすべてのセンター研修が、基本研修と専門研修を基本としている。名称としては、以下のように多様な体系が工夫されている。

- (1) 基礎、実践、課題、総合などに分けて実施。
- (2) 基礎研修と課題別研修。

- (3) キャリアアップ、スペシャリスト養成、ミドルリーダ養成。
- (4) ベーシック研修、ステージアップ研修、スキルアップ研修など。
- (5) 特別支援教育の理解指導研修と支援体制研修の2領域で構成など。

2 研修の種類・内容等に関して

(1) 障害種別に対応する研修の種類は、ほとんどのセンターで10種類の内容を含む講座が実施されている。すなわち、①視覚障害（盲・弱視）研修、②聴覚障害（聾・難聴）研修、③知的障害研修、④肢体不自由研修、⑤病弱（病・虚弱）研修、⑥言語障害研修、⑦情緒障害研修、⑧LDに関する研修、⑨ADHDに冠する研修、⑩自閉症（高機能自閉症）に関する研修である。

特別支援教育に対応する研修の中で、⑧⑨⑩については、発達障害あるいはLD等研修として実施している研修が多いが、それぞれ別講座として選択できるようにしているものもあった。

また、近年の特徴として実技研修の一環として、「心理検査実技研修」を実施する機関が多くなったことである。検査方法としては、WISC-III、K-ABC、K式発達検査などが中心である。ほとんどが、基礎編と活用（経験者）編の二段階で実施されている。実態把握の方法として、検査法を理解しておくことは重要である。発達障害のアセスメントを重視する傾向の表れであると考えられる。しかし、検査器具の数や会場の問題もあり、どの機関も運営に苦労していることが伺える。必要に応じ検査器具の貸し出しなども行われている。

(2) 数値目標を掲げている機関もある。例えば、毎年全教員数の10%とか、特別支援教育コーディネーターについては、3年間で対象者全員が専門研修を受講できるようにするなどである。今後数値目標を設定することは大切であると思われる。特に「特別支援教育の意義や理念への理解に関する研修」は、ここ数年で全教職員に受講の機会を設けることが大切である。

その理由として、ほとんどの機関が定員を大幅に上回る、受講希望者への対応に苦慮している実態があるためである。併せて、適切な講師の確保が大きな課題となっており、指導主事等による内部対応は限界を超えており、学校から校内研修・相談などの要望があってもすぐに対応できない現実にある。検査器具や教材の不足、数百名以上の受講者を受け入れられる会場確保の問題、これらの課題に加えて、研修予算の削減など各機関は大きな課題を抱え苦慮していることがうかがえる。

3 受講対象に関して

(1) 保育所・幼稚園への受講対象の拡大、高等学校への研修機会の拡大などと併せて、福祉関係職員や一般府県民への理解推進研修など、当面量的拡大が必要となっている。

(2) 管理職等への研修については、本年4月の文部科学省からの「特別支援教育の推進について（通知）」において、特別支援教育の推進のために、管理職の責務を重視している。しかし管理職が研修する機会がどれだけあるかと言えばはなはだ疑問である。いくつかの機関では、「特別支援教育管理職研修講座」を特設しているが、多忙を極める管理職が現実には参加できない実態にある。多くの場合教育行政の「管理職研修」の一コマに組み入れるのが精一杯と思われる。養護教諭については、近年特別支援教育で重要な役割を担っている学校が多くなった。特別支援教育コーディネーターを担うケースもある。今後とも受講対象に養護教諭を含めることを推進する必要がある。

(3) 指導主事対象の研修について。新任指導主事対象の研修の機会はあるが、一般的に多忙を極める指導主事自身の研修の機会は極めて少ない。機関によっては、夜間や土曜日に指導主事を対象に、Q & A形式などによる研修の場を設けている。

4 実施期間等に関して

多くの場合数回の研修講座である。特別支援教育の意義や理念に関する研修講座では、一回のみも多い。それぞれの地域の状況により、回数等に幅がある。泊を伴わなければ全日研修ができない地域もあり、地区別やいわゆる出前研修などの形を取るなど、さまざまな創意工夫がなされている。

5 公開講座（市民対象など）に関して

一部の機関では市民対象の公開講座を実施しているが、都道府県レベルではそれほど多くないのは、市町村レベルで実施されていることが多いと思われる。いずれにしても昨年度の文部科学省の通知文に見られるように、「特別支援教育の理解と推進が、国民的課題である」とするならば、公開講座は12月の「障害者の日」の前後だけでなく、年間を通して適宜実施していくことが必要である。

6 自主研修への支援に関しては、ほとんどの機関が実施している。その内容は、資料等の貸し出し、研修を録画したDVDの貸し出し、校内研修・教育相談への指導主事の派遣、教材教具や検査器具の貸し出し、個別相談への対応などである。教員間のネットワークによる研修の組織化を行っている機関もある。自主研修に対して、どのように支援システムを構築できるかが、今後の特別支援教育の充実・発展のために大きな課題である。

7 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、特別支援教育に関しナショナルセンター、いわばセンター・オブ・センターズとして多様な研修を展開してこられた。その中で新たな研修として、「特別支援教育研究研修員制度（研究研修員制度）」が創設された。この制度は、各都道府県等において特別支援教育推進の中核となる教職員を対象に、当研究所が政策的な課題や教育現場の喫緊の課題等について実施する「プロジェクト研究」や「課題別研究」に直接参画して研究を行うことにより、各都道府県等における特別支援教育を推進していくリーダーとしての資質向上や、各都道府県等の教育施策や教育研究の推進に寄与する専門性の向上を図ることを目的としている。研修の充実のためには、各都道府県等の機関における、教育研究の充実を支援する施策が必要である。すでに実施している機関もあるが、リーディングスタッフの育成は重要である。研究と研修が両輪となってはじめて、特別支援教育が前進するといっても過言ではない。

IV 特色ある研修等の事例

- 1 研修センター間の連携により、別の機関で開発されたソフト（例えば「校内支援体制チェックシート」など）を他の機関の研修でも活用するなど。
- 2 夏季・冬季の休業期間を利用し、教材・教具開発実技研修、特別支援教育と情報教育、心理検査研修などの実施。
- 3 「特別支援学校センター的機能充実研修」として、学校等への支援の実際、教育相談のあ

り方、センター的機能の事例研究、組織・チームでの問題解決の方策などを内容とした研修。

4 「地域特別支援教育推進者研修」として、センター的機能や特別支援教育コーディネーターなどの役割を通じて、地域との連携を積極的に推進するための研修。

5 LD, ADHD, 自閉症の子どもの理解と支援に関する研修を、幼・小・中・高・特別支援学校のみならず、一般市民にも開放。

6 「機関連携に基づく個別の支援計画作成研修」の受講対象に、養護教諭、福祉施設関係者を含めている。また、国立、私立、政令指定都市の教員も受講対象に含めるなど対象範囲を拡大していること。さらに、講座によっては大学との連携セミナーとして実施している。連携がキーワードである特別支援教育を推進する上で大切な取り組みである。同じ研修に関係機関の多くの担当者が集い、意見交換する場のあることは重要である。

また、別の機関では特別支援教育関連研修を教育委員会以外の部署、例えば福利保健課が主管となって実施している事例もある。全て教育委員会主管で実施するのではなく、行政機関内の他部局との連携も大切であることを示唆している。

障害者福祉の制度と実情を学び、福祉と連携した、教育の在り方を学ぶことを主旨として、「教育と福祉等の連携研修」の実施。医療的ケア研修、重度重複研修などを含め、関係機関と連携した研修を先導的に実施している機関が増えている。

7 大学との合同ゼミナール形式で実施。合わせて研修会場を地区別に移動する事例。会場が多岐にわたり施設設備の状況が異なるなど、運営面での困難が伴うが、受講者にとっては地元で受講できるので受講しやすい利点がある。

8 放送大学の番組を活用した講義。放送大学大学院受講者の授業視聴の支援を目的としている。特別支援教育センターを会場として、土曜日に通年開講している。

放送大学の視聴により、特別支援学校教諭免許が取得できる。「特別支援教育総論」、「特別支援教育基礎論」、「発達障害児の心と行動」、「発達障害の教育支援法」などの講義が設けられている。障害の枠を超えた学校の設置が可能となった今日、特別な教育的ニーズに対応するため、すべての学校は特定の障害に限らず、多くの障害についての理解を深め、学校という組織としての専門性を高めることが求められている。自己研修の一つとして、今後放送大学が活用されることが必要である。最新の情報、指導内容・方法などが得られるので、現職教育、免許更新講習としても活用の可能性がある。

9 「障害のある子の性教育研修」や連携・協働による支援のための研修として、「障害ある子の保護者を支える」、「学校生活を支える」、「暮らしを支える」というユニークな視点の研修を、全校種を対象として実施。

10 「障害教育バリアフリー研修」を障害理解啓発研修の一貫として実施。「個別の指導計画作成実践研修」、「コーディネーター実践研修」、「特別支援教育アセスメント実践研修」など実践的研修を重視している機関。

11 障害児のいる家族・本人の体験発表等を中心に、「家族支援研修」の実施。実技研修として、「心理検査実技」、「動作法実技」、「教材・教具実技」などの実施。

12 「障害児ライフ研修」として、障害のある児童生徒の就学前の療育から高等部卒業後の生

活まで、学校以外の援助も含め、障害のある生徒の指導に当たる先生に、知ってもらいたいことをトータルな視点から学ぶ講座の実施。内容は、①就学前の療育、②保護者の立場から、③障害者の福祉と人権、④望ましい職業教育、⑤障害者雇用の状況、⑥豊かな生活への支援など、大変ユニークでトータルな視点からの研修内容となっている。「個別の支援計画」に基づく、地域生活を支援するという理念を生かす研修である。

IV 今後の課題

以上の実態から、特別支援教育センター等における特別支援教育関連の現職研修の課題は次のように考えられる。

- 1 特別支援教育に関する校内研修、自主研修の指針や予算措置等に関しては、ライフステージにわたる一人ひとりの研修計画モデルの策定と、個別研修記録及び各研修の「受講修了証」の発行など、研修歴のシステム化が必要である。
- 2 研修対象者の拡充については、当面保育所、幼稚園及び高等学校への研修の機会を増やすとともに、管理職、養護教諭等への研修内容の充実を図る。また、年次計画及び数値目標の設定が必要である。研修対象と受講定員を毎年どの程度広げられているかが、今後の特別支援教育の進展に大きく影響すると考えられる。さらに、平成20年度には三万人相当分（全公立小中学校数に相当）の予算措置が見込まれる、「特別支援教育支援員」の資格と研修が新たな課題となることが予測される。
- 3 特別支援学校教員免許の免許更新に必要な内容と現行の研修との関連については、教職経験者研修との整合性を勘案し、必要に応じて特別支援学校教職経験者研修等をもって、更新研修の一部に変えるなど柔軟な対応を検討する必要がある。
- 4 専門性の向上と特別支援学校等のセンター的機能の充実に関しては、各機関がこれまで実施してきた研修の充実に加え、都道府県特別支援教育センター等と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所や放送大学とのネットワークの構築やe-Learningなどの活用が望まれる。

おわりに

特別支援教育の推進にかかわる課題は、まだまだ山積しているのが現状である。その中でも教職員の専門性の向上の観点から、今後とも多様な研修の機会を増やすことが最も大切である。もとより、教職員一人ひとりが自己研修に励むとともに、各学校が創意工夫により校内研修等を通して特別支援教育を推進することが必要である。それとともに制度として、特別支援教育に関する研究・研修関連予算を国・都道府県・市町村レベルで措置することが重要である。

最後になりましたが、本調査研究を行うに当たり貴重な資料を提供していただいた「全国特別支援教育センター協議会」並びにご助言をいただいた大阪府教育センター特別支援教育研究室長加藤典夫先生、情報処理についてご教示いただいた本学情報メディアセンター橋本はる美さんに心から感謝し御礼を申し上げます。

【参考文献】

- 1 文部科学省初等中等教育局長通知 『特別支援教育の推進について（通知）』 各都道府県教育委員会教育長・各指定都市教育委員会教育長・各都道府県知事・附属学校を置く各国立大学法人学長あて 19文初第125号平成19年4月1日
- 2 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 『平成18年度幼稚園、小学校、中学校高等学校等におけるLD, ADHD, 高機能自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査結果について（通知）』 平成19年3月2日
- 3 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 『「特別支援教育支援員」を活用するために』 平成19年6月
- 4 中央教育審議会 『新しい時代の義務教育を創造する（答申）』 平成17年10月26日
- 5 全国特殊教育センター協議会研究協議会 『平成18年度 事情聴取集録』 平成18年10月 主幹 岩手県総合教育センター
- 6 大南英明・宮崎英憲・木船憲幸 『特別支援教育概論』（財）放送大学教育振興会 2007
- 7 中村忠雄『教職課程における特別支援教育に関する研究－開放制教師教育におけるカリキュラムリキュラム開発－』 摂南大学教育学研究 第2号 2006

《参考資料》

①教育職員免許法（平成19年4月1日施行）：附則16

「小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許を有する者は、当分の間、第三条一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。」

②文部科学省「特別支援教育について（パンフレット）」 2007年11月

《教員免許》

特別支援学校の教員は、小学校・中学校・高等学校、又は幼稚園の教員の免許のほか、特別支援学校の教員の免許状を取ることが原則となっています。

従来、盲学校・聾学校・養護学校ごとに分けられていた教員の免許状は学校教育法等の一部改正（平成19年4月施行）により、特別支援学校の教員の免許状に一本化されました。

特別支援学校教員免許状の取得のためには、様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性等を確保することとし、大学等における特別支援教育に関する科目の修得状況等に応じ、教授可能な障害の種別（教育領域。例えば「視覚障害に関する教育」等。）を特定して授与されます。

特別支援学級や通級による指導は、小学校・中学校の教員免許状を持っている教員が担当することができます。

《教職員の研修》

特別支援教育担当教職員には、専門的な知識や技術が求められています。そのため、研究・研修等を行なう機関として、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所や各都道府県等の特別支援教育センターなどがあります。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、特別支援教育に関する実際の・総合的研究、特別支援教育担当教員や特別支援教育センター等の教育相談員などに対する研修、教育相談などを行っています。

なお、これらの機関で行なわれている研修や講習会の中には、特別支援学校の教員免許状取得に必要な単位を修得するための免許法認定講習もあります。

【全国特殊教育センター協議会加盟機関（全56機関 掲載順）】

1 北海道立特殊教育センター	29 奈良県立教育研究所
2 青森県立特殊教育センター	30 和歌山県教育センター学びの丘
3 岩手県立総合教育センター	31 鳥取県教育センター
4 宮城県立特殊教育センター	32 島根県立松江教育センター
5 秋田県総合教育センター	33 岡山県教育センター
6 山形県教育センター	34 広島県立教育センター
7 福島県養護教育センター	35 山口県教育センター
8 茨城県教育研修センター	36 徳島県立総合教育センター
9 栃木県総合教育センター	37 香川県教育センター
10 群馬県総合教育センター	38 愛媛県総合教育センター
11 埼玉県総合教育センター	39 高知県教育センター
12 千葉県総合教育センター	40 福岡県教育センター
13 東京都教職員研修センター	41 佐賀県教育センター
14 神奈川県立総合教育センター	42 長崎県教育センター
15 新潟県立教育センター	43 熊本県立教育センター
16 富山県総合教育センター	44 大分県教育センター
17 石川県教育センター	45 宮崎県教育研修センター
18 福井県特殊教育センター	46 鹿児島県総合教育センター
19 山梨県総合教育センター	47 沖縄県立総合教育センター
20 長野県総合教育センター	48 仙台市教育センター
21 岐阜県総合教育センター	49 千葉市養護教育センター
22 静岡県総合教育センター	50 川崎市総合教育センター
23 愛知県総合教育センター	51 横浜市養護教育総合センター
24 三重県教育委員会事務局研修分野 (三重県総合教育センター)	52 名古屋市教育センター
25 滋賀県総合教育センター	53 大阪市教育センター
26 教豆腐総合教育センター	54 広島市教育センター
27 大阪府教育センター	55 北九州市立養護教育センター
28 兵庫県立障害教育センター	56 福岡市発達教育センター